

## 令和6年9月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和6年9月10日（火） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、  
榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、  
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：

事務局出席者：永田智紀、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会 長 挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、松本誠一委員、松本一幸委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 15 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 16 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 17 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 22 号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第 23 号 農地法第5条の許可申請について
- (6) 議案第 24 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (7) 議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画（配分）の更新について

5. そ の 他

6. 閉 会

#### ○報告第15号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第15号農地法第18条第6項による届出の通知が1件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第15号農地法第18条第6項による届出を1件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆で、面積が655㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りです。解約事由につきましては、転用のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意による解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第16号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第16号農地法第3条の規定による届出の通知が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は2ページになります。報告第16号農地法第3条の規定による届出を1件ご報告をいたします。

申請番号1番です。所在は下六嘉地区。地目については田が4筆と畑が2筆の計6筆。合計面積が11,571㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、相続による権利移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第17号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第17号農地法第5条の届出が1件ございます。

事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は3ページになります。報告第17号農地法第5条の届出が1件

ございます。

申請番号1番です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が1筆、面積が852㎡となっております。譲渡人・譲受人は記載の通りです。転用事由については個人住宅となっております。

4ページに位置図を載せております。市街化区域内「ゆうすいの杜」の案件になります。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま、事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○議案第22号 農地法第3条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第22号農地法第3条の規定による許可申請が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は5ページになります。議案第22号農地法第3条の許可申請が1件ございます。

申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は北甘木地区。農振地域内農用地区域外の畑が1筆、面積が143㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買価格は記載の通りです。6ページに申請地の位置図、7ページに現地の写真を載せております。家庭菜園としての利用となっております。8ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われまます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

#### ○議案第23号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請が2件ございます。

申請番号1番について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は9ページになります。議案第23号農地法第5条の許可申請が2件ございます。申請番号1番です。所在は上六嘉地区。農振地域内農用地区域外の畑が1筆、面積は198㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由は個人住宅への進入路となります。10ページに位置図と11ページに配置図を載せております。雨水におきましては自然浸透及び浸透性柵の設置となります。12ページに現地の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いします。

(福永委員) 9月4日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われれます。また、申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。申請地の西側に農地が隣接していますが、所有者は今回申請の譲渡人であり、支障はないものと思われれます。個人住宅への進入路ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は13ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は個人住宅への進入路となります。農地区分と転用目的は適当、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性もあり、計画面積の妥当性も適当と判断しております。また、周辺の農地等にかかる営農条件への支障もないものと認められます。よって総合

的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。  
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。  
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。  
続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は14ページになります。申請番号2番です。所在は上島地区。  
農振地域内農用地区域外の田が1筆、面積は1,002㎡となっております。  
譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由は特定建築条件付売買  
予定地(5区画)となっております。15ページに位置図と16ページに土  
地利用計画図を載せております。雨水におきましては地下浸透柵設置及び西  
側道路側溝に放流となります。生活雑排水については、公共下水道への接続  
となります。17ページに現地の写真を載せております。  
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私(下田会長)から報告を行います。

(下田会長) 8月28日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。  
申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1  
種農地と思われます。申請地は休耕地となっており、農地としての利用はな  
されておりました。申請地の東側と南側に農地が隣接していますが、  
境界部分には擁壁を新設されるため、日照、通風等、周辺農地への影響はな  
く、支障はないものと思われます。特定建築条件付売買予定地ということど  
すが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられま  
す。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終  
わります。

(議長) 続きまして、事務局から検討事項についての説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は18ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄を

ご覧ください。申請地は第1種農地であり、目的については特定建築条件付売買予定地（5区画）になります。農地区分と転用目的は適当、転用行為を行うのに必要な資力が確保されており、周辺の農地等に係る営農条件への支障もないものと認められます。また、農地の利用の集積への支障もなしと認められます。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

（議長）ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。  
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

（委員）（委員全員挙手）

（議長）ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

#### ○議案第24号 農用地利用集積計画承認申請について

（議長）続きまして、議案第24号基盤強化法第18条の規定による申請が3件ございます。  
まず、申請番号1番と2番ついて、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますので、よろしく願いいたします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

（事務局）はい。資料は19ページになります。議案第24号基盤強化法第18条の規定による申請が3件ございます。申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆、面積が2,461㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。20ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は21ページになります。申請番号2番です。所在は上島地区。農振農用地の田が1筆、面積が971㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。22ページに申請地の位置図を載せております。  
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。続きまして、申請番号3番になりますが、村上委員の案件になりますので、村上委員の退席をお願いします。

(村上委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は23ページになります。申請番号3番です。所在は上島地区および鯉地区。農振農用地の田が4筆、合計面積が6,352㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載の通りです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。24ページと25ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。村上委員の入室を許可します。

(村上委員入室)

村上委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(村上委員) どうもありがとうございました。

#### ○議案第25号 農用地利用集積等促進計画(配分)の更新について

(議長) 続きまして、議案第25号農用地利用集積等促進計画(配分)の更新が1件ございます。事務局から説明をいただき、そのあと審議・議決を行いますので、よろしくお願いいたします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は26ページになります。議案第25号農用地利用集積等促進計画(配分)の更新が1件ございます。申請番号1番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が1筆、面積が663㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は令和6年11月1日から令和11年10月31日となっております。27ページに申請地の位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。  
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。  
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は10月10日の木曜9時00分からを予定したいと思います。  
他になければ、これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和6年9月10日

会長 下 田 司

委員 松 本 誠 一

委員 松 本 一 幸